

# 生徒指導だより

令和7年1月20日  
高岡市立成美小学校

## スマートフォン使用に関するお願い

日頃より、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。今回は、スマートフォンの使用に関して、大切なお知らせとお願いを致しますので、ご理解とご協力をお願いします。

現代は、小・中学生がスマートフォンを手にする機会が増えています。そのような、スマートフォンですが、使い方を間違えると、大きなトラブルにつながる危険性をもつものです。特に SNS に関連する問題は深刻であり、最近では国内の中学校で、他の人の写真を無断で SNS に投稿し、拡散されるという被害が報告されています。また、市内では、加工した写真の拡散によって、深刻な事態に陥り、警察に捜査をお願いした事例があります。こうした事例からも、子供たちには、意図せずとも、いじめの加害者にも被害者にもなり得るということを、しっかりと理解させる必要があることを、お分かりいただけたと思います。そのために、次のような約束について、各ご家庭で話し合ってください、安全に利用できる力を、身に付けさせていきたいと考えます。



## スマートフォンを持たせる際の3つの約束

### 1. 「使い方をあやまると危険なものである」ことを理解する

スマートフォンは、遊び道具ではありません。便利であると共に、危険性のあるものであり、責任をもって使うべきツールであることを教えてください。

### 2. 「使い方を覚えるためのものである」ことを理解する

スマートフォンは便利なツールで、一度持ったら、手放すことが難しいものです。大人になれば、使う機会のあるものですので、保護者の見守りの下で練習することが、必要になります。SNS の利用については、家族内に限るなど、成人するまでは、家族の管理下で適切に使うことが大切であることを教えてください。

### 3. 「『親から貸してもらっているもの』使い方が不適切であれば親に返すもの』である」ことを理解する

スマートフォンは保護者が購入したものであるため、「親から貸してもらっているもの」「使い方が不適切であれば親に返すもの」であるという意識をもたせることが重要です。スマートフォンは、親の所有物であるということを、教えてください。

## リスクに向き合う責任

特に小・中学生は、想像力が未熟です。そのため、SNS に書き込みや写真・動画等を上げることが、社会に大きな影響を与えることを理解していない場合が多いものです。SNS 利用に、年齢制限が設けられている理由もここにあります。お子さんが SNS を使用することに対しては慎重に判断し、そのリスクをしっかりと理解した上で、親としての管理責任を果たすことが必要となります。具体的には、子供がどのような使い方をしているか確認し、トラブルの未然防止に努め、発生した場合はその解決に向け、学校や警察等の調査や指導に、積極的に協力するということです。

アメリカやオーストラリアでは、最近、子どもの SNS 利用を禁止する法律が成立し始めています。日本でも同様の問題意識が広がりつつあります。これらを踏まえ、スマートフォンを持たせることの責任について熟考いただきますようお願いいたします。また、SNS との付き合い方が学べる参考資料として、『しよせん他人事ですから ～とある弁護士の本音の仕事～』（原作：左藤真通、作画：富士屋カツヒト、監修：清水陽平【白泉社】）がありますので、お伝えしておきます。

今後とも、子供たちの健全な成長をサポートするために、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。